

2017 年度

## 代理人制度利用の申請について

経済学部ゼミナール委員会

A・B 日程の登録会に参加出来ない 2 年生で、留学、法事、病気など正当な理由がある場合、以下の手順に従って代理人制度を利用することが可能。

1. 代理人制度を利用する 2 年生は、A 日程は 1 月 31 日 23:59、B 日程は 3 月 14 日 23:59 までに keioecon.nyuzemi2016@gmail.com にメールを送る。その際に以下のフォーマットに従うこと。

件名：代理人制度利用の申請(本人の名前)

本文：①志望ゼミ名

②本人情報

- ・名前・学部・学科・学年・クラス・学籍番号
- ・A(B)日程本登録を欠席する理由
- ・連絡先(電話番号、携帯のアドレス、PC のアドレス)

③代理人情報

- ・名前・学部・学科・学年・クラス・学籍番号
- ・連絡先(電話番号、携帯のアドレス、PC のアドレス)

2. 経済学部ゼミナール委員会より以下のメールを送信する。

本人宛 →代理人制度利用の承認のメール

代理人宛→代理人制度利用の承認と当日の流れについての説明のメール。

※受信を確認したら、その後必ず両者ともにメールを確認した旨を入ゼミアカウ  
ントに返信すること。その際、以下のフォーマットに従うこと。

件名：【メール確認】代理人制度利用の申請（本人 or 代理人・名前）

本文：メールを確認した旨を記入。質問があればここに書くこと。

## 2017 年度

3. 代理人が A (B) 日程登録日当日、指定教室にて代理人登録を行う

場所：慶應義塾大学三田キャンパス内の指定の教室日時：2月4日  
(土) 12:00 集合 533 教室 (B 日程は 3月17日 13:30 集合)  
持ち物：筆記用具、本人の学生証のコピー。代理人の学生証、**本人の願書**

4. 経済学部ゼミナール委員会から正しく登録できた旨のメールを本人に送信して終了。

### 5. 備考

- ・代理人は塾生であるとする。経済学部以外でも可。
- ・締め切り後の申請、遅刻などは認めない。
- ・本人の連絡先は必ず確認の取れるものを明記する。  
(留学する場合は海外でも利用できるもの)
- ・当日急病にかかった際には、2月4日であれば 11:00 まで、3月17日  
であれば 12:00 までに keioecon.nyuzemi2016@gmail.com まで  
  
連絡すること。経済学部ゼミナール委員会と連絡を取ったのち、  
後日願書と医師の診断書を持参してもらうことで登録の受理とする。